

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月11日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

## 第1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和6年12月24日（火）から令和7年2月28日（金）まで

2 監査の対象 一般社団法人 飯塚観光協会  
経済部 商工観光課

### 3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、一般社団法人 飯塚観光協会に対し令和5年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

#### (1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

#### (2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

## 第2 団体の概要

### 1 設立目的等

飯塚市観光事業の振興・活性化を図り、新たな観光資源の発掘や施設整備・運営、物産の開発やその普及を図ることにより、地域の文化、厚生及び経済の発展、向上に寄与することを目的とする。

### 2 事務所の所在地

飯塚市吉原町6番1号あいタウン2階

### 3 役員及び会員数（令和6年3月31日現在）

役員 13名 会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事9名

監事 2名

会員 146名

### 4 主な事業

- ① インバウンド誘致及び国内観光客誘致、並びに観光案内に関する諸施策実施
- ② 観光情報の収集と調査研究、及び発信
- ③ 観光資源の開発、調査、並びに維持保全の下支え
- ④ 観光行事等の企画、実施、及び協力
- ⑤ 観光施設並びに観光関連事業の運営
- ⑥ 観光客受入体制の充実、及び促進
- ⑦ 特産品（アルコール類を含む）・土産品の開発と振興並びに紹介宣伝、販売
- ⑧ 郷土文化の保存、振興並びに紹介宣伝
- ⑨ 観光に関する印刷物等の編集、発行
- ⑩ インターネット等を活用した観光促進事業
- ⑪ 旅行業法に基づく旅行業
- ⑫ 観光関係諸機関並びに団体と連絡調整し、総合的かつ効果的な観光施策の実施及び関連事務の代行
- ⑬ 地方公共団体等から委託される観光事業の受託
- ⑭ 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- ⑮ その他協会の目的達成に必要な事業

## 第3 補助金交付額

【令和5年度 飯塚観光協会補助金】 26,177,070円

#### 第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、監査した事務は、適正に執行されていると認められました。

今後とも、飯塚市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行い、事業の公益性達成のため、より一層努力ください。